

(別紙)

＜私立学校等の設置等に関する審査基準＞

私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）、専修学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置等の認可について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第 1 私立学校等の設置を認可する場合

1 立地条件について

私立学校等の位置は、教育上及び保健衛生上十分適切であり、当該私立学校等が他の私立学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

2 名称について

私立学校等の名称は、その目的及び学校名としてふさわしく、かつ、既設校の名称と紛らわしくないものであること。

3 施設及び設備について

(1) 施設（校地及び校舎等の構築物をいう。）及び設備は、設置者の自己所有であること。

ただし、次の場合に限り、借用のものであっても差し支えないものとする。

ア 校地が、国若しくは地方公共団体の所有地の場合又は相当長期間にわたり安定して借用できる場合であって、教育上支障がないと認められる借用である場合

イ 校舎等について、国若しくは地方公共団体の所有であり、自己所有できないことについて、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる借用である場合（校舎等として専用できる場合に限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る。）について、施設が借用である場合

エ 教育上支障がないと認められる設備の借用である場合

(2) 校舎等は、開設しようとする前年の県私立学校審議会開催時に、全体の概ね 8 割以上（年次計画で整備するときは、初年次計画の概ね 8 割以上）の工程が終了しているものであること。

(3) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。

(4) 校舎等を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

(5) 校舎等と運動場は、同一の敷地又はその隣接地に設けるものであること。ただし、施設間の移動が安全かつ短時間に行われ、教育に支障が生じないと認められる場合はこの限りでないこと。

(6) 新たに設置される私立学校等が、同一法人の設置する他の私立学校等と同一敷地又はその隣接地に併設される場合、普通教室を除き、教育上支障がない範囲で他の私立学校等との施設・設備の共用を認めるものとする。

4 資金等について

(1) 私立学校等の施設及び設備の取得に要する資金その他学校設置のために要する資金は、その全額が設置者の自己資金によるものであること。

ただし、借入れ先が日本私立学校振興・共済事業団、及び(公社)長野県私学教育協会からの借入れは認めることができるものとする。

(2) 設置認可申請時において、当該私立学校等の開設年度の経常経費(人件費、物件費、借入金利息の合計額をいう。)の2分の1に相当する資金を保有していること。

ただし、施設を自己所有しない場合は、当該私立学校等の開設年度の経常経費の2分の1に相当する資金に加え、完成年度まで(開設年度から3年間を限度とする。)の経常経費の財源に充てる自己資金に相当する額を保有していること。この場合において、保有すべき資金額は開設年度の1年分の経常経費に相当する額を限度とする。

(3) 小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校(各種学校に限る)について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場合に、当該市町村が、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常経費の6分の1に相当する額を保有していること。

第2 設置者の変更等を認可する場合

1 設置者の変更等を認可する場合は第1に準じて審査する。

第3 私立学校等の廃止を認可する場合

1 当該私立学校等に在籍する児童・生徒並びに教職員の処置に遺漏がないこと。

第4 第1から第3の認可に係る標準処理期間は別表のとおりとする。

第5 この審査基準の運用に関して、必要な事項は別に定める。